

出雲農林高等学校 日本学生支援機構給付型奨学金推薦基準

2017.6.24 策定

1. 給付型奨学金について

(1) 給付額は下表のとおり（返還不要）

国 公 立		私 立	
自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
2万円	3万円	3万円	4万円

※同機構貸与型第一種（無利子）・第二種（有利子）を同時に申込可

(2) 給付期間

入学年4月分から卒業する（修業年限の終期）まで

(3) 推薦人数枠 2名（本校卒業後2年以内の者も含む）

候補者となったものが次年度進学しない場合はその資格を失い、欠員に対する追加の推薦は受け付けない。

社会的養護を必要とする生徒は、推薦枠の範囲外で推薦することができる。

(4) 申込資格

卒業次年度大学等へ進学する希望を持っている人で優れた資質・能力を有し、以下の①※1、②※2のいずれかに該当する者

①住民税非課税世帯 又は ②社会的養護を必要とする人

※外国籍の人は申込資格に別途制限あり

※1：全ての家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）

生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）

※2：社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として以下の施設等に入所等していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

- ・児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
- ・児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ・児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ・里親（同法第6条の4に規定する者）

2. 校内選考基準

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(2) 健康について

学校保健安全法第13条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び資質について

①住民税非課税世帯の場合（いずれかに該当）

- 1) 2年次までの評定平均が4.3以上の者
- 2) 全国大会入賞者かつ2年次までの評定平均が3.5以上の者

②社会的養護を必要とする

- 1) 2年次までの評定に1科目でも平均3.5以上の科目がある者

※①の条件を満たす生徒の人数が推薦枠を超えた場合（H29は2名、1）の条件の生徒で成績上位者から優先して推薦する。同条件の生徒が希望した場合は管理職、関係教員で協議し推薦者を決定する。

②の社会的に養護を必要とする生徒については推薦枠の範囲外で推薦することが出来るため、協議対象にならない。

3. その他

(1) 申し込みについて

申し込みについては年度学校担当者より各クラスへ案内をいたします。

(2) 問い合わせ先

島根県立出雲農林高等学校 奨学金担当 TEL：0853-28-0321（学校代表）